

入会林野・生産森林組合に関する質疑応答

回答者：立命館大学教授 高村学人、東京農業大学准教授 山下詩子(令和7年3月14日時点)

No	質 問	回 答
1	林政の実務において入会林野の存在を認識するときにはどのような業務が中心になりますでしょうか。また森林簿等から推測することはできませんでしょうか。	<p>1 相続土地国庫帰属制度に伴い、林地の引き取り申請があった際に、当該土地につき入会権が設定されているのかを確認する事務手続が設けられました。そのため都道府県の入会林野整備担当課にこの確認が求められるようになりました。</p> <p>2 また森林簿に慣行共有という項目がある都道府県がありますが、その項目がチェックされていない林地を入会権なしと認定することは難しいです。</p> <p>3 入会林野近代化法に基づき入会林野整備を行った林地については、整備を通じて入会権消滅の手続を行っているため、このような林地については「入会権なし」と回答できます。それ以外の森林については、確かなことを公的書類に基づき判定することは難しいです。</p>
2	入会権の存在、存続はどのように確認するのでしょうか。	<p>1 入会権は慣習上の権利なので、登記や公的書類から判断することは難しいです。このため当該林野が存在する集落の地域住民に直接、尋ねる必要があります。</p> <p>2 その際、「入会権はありますか？」と尋ねても法律用語なので上手く理解してもらえないことに注意する必要があります。「この山は、昔から集落に住んでいる人達で慣習的に管理してきた山ですか？」といった噛み砕いた質問をすることが望ましいです。</p> <p>3 このような質問を行って、 (1)慣習に基づき自分達が入会林野を共同で管理しているという共同意識が全員から失われ、 (2)登記上の名義人こそが真なる所有者であると全員が考えるようになり、 (3)当該林野の権利変動を統制すべきという観念が全くなくなっていると、 入会権を支える慣習や共同意識も消滅したと言えます。</p> <p>4 このため、この3条件が満たされる場合、入会権は消滅したと言えます。ただし住民によって認識が違うこともあるので、集落の代表者だけでなく、他の住民にも尋ねる必要があります。</p>
3	入会林野において森林整備を行うときや経営管理権を設定する際、入会集団の代表者のみから承諾をいただき契約を進めることは可能でしょうか。	<p>1 2023年2月に全国の森林組合を対象に実施したアンケート調査によれば、森林経営計画樹立のための森林経営委託契約の締結については、7割近い森林組合が代表者からの合意・サインで行っているとの回答がありました。 高村学人(2024)「山林の引き取り相談に関する全国森林組合アンケート調査結果」RPSPP Discussion Paper Series, No. 59, 全47頁 (https://www.ritsumei.ac.jp/ps/assoc/policy_science/common/file/rpspp/discussion_paper059.pdf)</p> <p>2 入会集団が組織化され、代表者も明確である場合には、森林は入会集団に帰属するため、入会集団の代表者のみの承諾で森林整備は可であると考えられます。</p> <p>3 森林経営管理権の設定においては、登記名義人が昔のままになっている場合、林野庁の「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」においてどこまでどのように相続人を探索すべきかが示されています。また入会権が明確である場合には、登記上の相続人が持つ共有持分は真なる権利ではないので、相続人を探索し尽くし、全員から同意を得る必要性はないと言えます。もちろん、トラブル防止のために慎重な手続を取った方が良いと判断することも地方公共団体の判断になります。</p>
4	入会林野の管理を将来にわたり継続するにはどのように権利整理することが望ましいでしょうか。	<p>1 入会地の登記の名義整理を進めることは将来の不明化を防ぐ上で有効になります。</p> <p>2 認可地縁団体名義にすると、登記名義の変更が不要となりますが、地縁団体の構成員と入会集団の構成員が一致しない場合、合意が形成できないことも多いです。</p> <p>3 名義整理を行い、現役世代に登記名義人となってもらった場合、入会集団の規約で、 ①入会集団から委任を受けて登記名義人となる人物の選出の方法 ②交代や名義変更の手続や費用負担 ③登記上の権利は名目に過ぎず、真なる所有者は入会集団であること などを定めておくことが望ましいです。また委任を受けて登記名義人となる方の人数を何名にするかは、入会集団の話し合いに委ねることになります。</p>

5	<p>入会林野は入会集団がいなくなると自然に解消されるのでしょうか</p>	<p>1 入会集団が消滅すれば、入会権も当然に消滅します。</p> <p>2 入会権消滅後の入会地と樹木の所有権の帰属関係がどうなるかを一般的に述べることは難しいです。 なぜなら自然消滅の場合、どの時点で消滅したのか、最後の入会集団の構成員は誰だったかを明確にすることが難しいからです。</p> <p>3 入会集団の決議によって共有入会権を消滅させた場合、入会地と樹木の所有権の帰属は決議の内容に委ねられます。入会集団を解散する場合、入会地と樹木の所有権の帰属を解散決議で明確にし、登記の変更も行っておくことが望ましいです。</p> <p>4 入会権者が離村する際に一切の権利を失うことを毎回確認し、登記からも名義を抜いていた場合、入会地と樹木は、最後に集落に残った者の単独所有になると考えられます。ただし、このような場合は稀であり、実際には、当該場所が入会林野であったかも不明確となっており、昔のままの登記名義人が所有者であるかのように扱われることが多いと思われます。旧入会権者に所有権が帰属することを明確にするには、登記名義人やその子孫は、訴訟において当該場所が入会林野であったことを証明し、入会集団消滅時の構成員の共有に属することを主張し、これらの者やその相続人に対して登記引取請求権を行使する必要があります。しかし、入会林野であったことや入会集団消滅時の構成員が誰であったかを証明することは簡単ではありません。</p> <p>5 入会集団の消滅が見込まれる場合、入会林野の帰属先を早めに決めていくことが望ましいです。</p>
6	<p>ある1つの入会地が年月を経て林地と市街地に分かれていったケースにおいて、林地と市街地をまとめて整理する方法はありますか。法令や県の所管課が別に存在することからまとめて処理ができず、手間がかかる状況です。</p>	<p>1 入会林野近代化法を用いて整備する場合、この法律の目的は農林業の高度化にあるため、市街地を含むことは難しいと考えられます。</p> <p>2 認可地縁団体名義への変更であれば、地方自治法の不動産登記特例を用いて、一体的に名義変更を行うことができます。</p> <p>3 ただし、実際のところ、入会地の場所によって権利者の範囲が違うことも多いので、一体的に整理することが難しい場合もあります。</p>
7	<p>収益の低い組合の課税免除や組合維持に係る奨励金を出すなどの支援はできないでしょうか。また解散にあたり、多額な費用が必要になるが、自治体で支援を実施している事例などは承知していませんか。</p>	<p>1 条例等を根拠に一部の市町村や県にて減免の事例はございました。ただし、他の協同組合や法人と異なる扱いは困難なことから、原則として課税免除はしていないと思われます。</p> <p>2 一方、組合維持のために法人住民税均等割相当額を助成金として支援するなど組合に対して支援を行う地方公共団体等は現在も見られます。その場合は、組合として一定の森林管理活動をすることを助成・支援の条件としているようです。</p> <p>3 自治体内に生産森林組合が多数存在する場合は、市町村単位などで生産森林組合の連絡協議会を作り、協議会を通じて自治体が支援をするケースもあります。法人税均等割の負担が解散を希望する大きな理由になっているような組合においては、これらの支援は大きな意味を持つと考えます。</p> <p>4 解散の際に必要な費用を自治体が支援する事例については把握できておりません。</p>

8	<p>生産森林組合の清算時に財産の分配が煩雑です。解散したい組合のほとんどが資金不足で、専門家を雇えず、解散登記はかろうじてできたとしても清算終了ができないと判断し解散ができない状態です。専門家を介さず清算まで行った組合の事例があればご教示ください。</p>	<p>1 組合の解散・清算手続きについては県の助言を得ながら役員が中心となり進めますが、清算会計処理や清算関連登記は組合員に専門家がいない場合は別として、一般的には税理士や司法書士等に依頼する組合が多いようです。</p> <p>2 解散・清算手続きにはまとまった費用が必要になるため、組合が負担できない場合、例えば組合有林の受け皿となる自治会等（構成員はほぼ同じ）から現金を借り入れ、債務免除してもらったケースもあります。</p> <p>3 組合は解散するかどうかを毎年の収入と支出（税金や運営費）のバランス、組合に課される各種の事務作業の担い手がいるかどうか等を勘案して判断するのが良いと考えます。</p> <p>4 生産森林組合という組織形態を活かす上では、まずは行政や森林組合に相談しながら森林施業を模索したり、中長期的な林業経営の視点を持って将来の組合有林の管理方針を立てていくことが望ましいですが、組合を存続させていくのが難しいと判断する場合は、組織変更により認可地縁団体になることも選択肢の一つと考えます。</p> <p>5 いずれにしても、旧入会林野は地域の森林資源の中では比較的まとまった面積であることや条件によっては自然災害から生活を守るための裏山として地域住民の生活に直接かかわることですので、組合を解散・組織変更する場合でも、何かあったときに意思決定をできる体制は整えておくことが重要です。</p>
9	<p>本県の生産森林組合は、高齢者が組合長、理事です。組合員もほとんどがその年齢であり、HPを参考にしてもらいたくてもパソコン等を使えないのが現状です。さらに本県は組合数が多く、県から個別に組合に説明するのは困難であり、指導助言方法について、優良事例があればご教示ください。</p>	<p>1 森林組合一斉調査の際に活動状況の確認をし、あわせて指導するということが最も行われている事例となります。</p> <p>2 他にも、県単位や市町村単位で生産森林組合の協議会組織を作り、県や市町村担当者がその会議に参加したり、事務局を務めることで指導・助言の機会を作る、普及指導員が森林整備等の相談の際に指導している、生産森林組合を対象とした研修会を県が開催するなどの事例があります。森林施業に関しては、森林組合等と連携をして組合へ働きかける方法もあります。</p>